四　規則第三十八条の二第一項第三号に掲げる事項のうち同項第二号に掲げる事項に係るもので農林水産大臣が定めるものは、管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るものに係る事業費（次に掲げる場合を除く。）とする。

(一)　物価の変動による場合

(二)　臨時に支出を要する経費により増額する場合

(三)　管理の効率化により減額する場合

第六　平成二十年六月四日農林水産省告示第八百六十九号（土地改良法施行令第五十二条の二第六項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　一のアの支払期間の始期は、当該国営市町村特別申請事業が完了した年度（当該国営市町村特別申請事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該国営市町村特別申請事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。 ア　農林水産大臣が、国営市町村特別申請事業の完了する以前において、当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合　その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が指定する年度 イ・ウ　（略）	二　一のアの支払期間の始期は、当該国営市町村特別申請事業が完了した年度（当該国営市町村特別申請事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十八条第一項の規定により災害復旧を併せ行う場合においては、当該国営市町村特別申請事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度とする。 ア　農林水産大臣が、国営市町村特別申請事業の完了する以前において、当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益のすべてが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合　その利益のすべてが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が指定する年度 イ・ウ　（略）

附　則

この告示は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十五日）から施行する。

○経済産業省告示第二百十四号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百三条の規定に基づき、平成六年通商産業省告示第百三十五号（計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から施行する。

平成二十九年九月二十二日　経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百三条の規定により、経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類は、次の表の上欄に掲げる特定計量器の種類について、下欄のとおりの分類とする。	計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百三条の規定により、経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類は、次の表の上欄に掲げる特定計量器の種類について、下欄のとおりの分類とする。

特定計量器の種類	特定計量器の分類
［略］	［略］
質量計	電気式はかり（自動はかりを除く。） 手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり その他の手動はかり（等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、棒はかりを除くさおはかり、懸垂式はかり及び台手動はかりを含む。）

特定計量器の種類	特定計量器の分類
［略］	［略］
質量計	電気式はかり 手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり その他の手動はかり（等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、棒はかりを除くさおはかり、懸垂式はかり及び台手動はかりを含む。）